

第 100 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結注記表	1 頁
個別注記表	10 頁

(2021 年 4 月 1 日から2022 年 3 月 31 日まで)

アズビル株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第 16 条の規定に基づき、当社のウェブサイト (<https://www.azbil.com/jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。
なお、上記事項は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれております。

連結注記表

<連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	46社
主要な連結子会社の名称	アズビルトレーディング株式会社 アズビル金門株式会社

連結範囲から除外した子会社

会社清算による除外	1社
-----------	----

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	アズビル山武フレンドリー株式会社
--------------	------------------

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて小規模会社であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の関連会社の数	1社
主要な会社等の名称	SVS Portugal, Ltda.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称	関連会社	株式会社テムテック研究所
-----------	------	--------------

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

アズビル機器（大連）有限公司等海外の連結子会社35社の決算日は12月31日であり、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券で、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）によっております。その他有価証券で、市場価格のない株式等以外のは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっております。
- ② デリバティブは時価法によっております。
- ③ 商品、製品及び仕掛品は、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。原材料は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の資産については定率法を採用しております。

また、海外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物15～50年、機械装置及び運搬具4～9年、工具、器具及び備品2～6年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な償却年数は、自社利用のソフトウェア5年及び10年であります。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、一部の海外子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上されたリースの減価償却方法は定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金は、役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。
 - ④ 製品保証引当金は、製品のアフターサービス等の費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額等を過去の実績を基礎として計上しております。
 - ⑤ 受注損失引当金は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注残案件のうち売上時に損失の発生が見込まれる案件について、合理的な損失見込額を計上しております。
 - ⑥ 役員退職慰労引当金は、一部の国内連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に従って役員の在任年数と報酬を基準として見積った額を計上しております。
 - ⑦ 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく社員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における要給付見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。
- ステップ1：顧客との契約を識別する。
 - ステップ2：契約における履行義務を識別する。
 - ステップ3：取引価格を算定する。
 - ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
 - ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。
- 履行義務の充足時点について、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転されるか、一時点で顧客に移転されるかを判定し、収益を認識しております。
- 当社グループは、建物市場でビルディングオートメーション事業を、工業市場でアドバンスオートメーション事業を、ライフラインや生活に密着した市場においてライフオートメーション事業を展開しており、各事業において、計測制御機器等の製商品の販売、計装・エンジニアリングを含む請負工事の実施、並びにメンテナンス等のサービスの提供を行っております。
- 製商品の販売については、主として顧客への製商品の引渡し時点において当該製商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、製商品の引渡し時点で収益を認識しております（一時点で移転される財）。
- 請負工事については、顧客仕様に基づいた機器・システム等を提供しており、エンジニアリングの進捗につれて履行義務が充足されると判断していることから、一定の期間にわたり収益を認識しております（一定の期間にわたり移転される財）。進捗度は主に、履行義務の充足のために発生したコストが、当該履行義務の充足のために予想される総コストに占める割合に基づき見積っており、当該進捗度に応じて収益を認識しております。
- サービスの提供については、保守契約等の契約期間にわたって履行義務が充足される場合は、サービスが提供される期間に対する提供済み期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて一定の期間にわたり収益を認識しております（一定の期間にわたり移転されるサービス）。据付、調整、試運転等のサービスについては、顧客に対する当該サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております（一時点で移転されるサービス）。

各事業から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品等を控除した金額で測定しております。製商品、サービス等の組み合わせを含む複数の要素のある契約については、提供する製商品・サービス等が単品として独立の価値を持つ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、各構成要素の独立販売価格に基づいて取引価格を配分しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当社グループは、製品の販売等に関して、一定の期間内に判明した瑕疵に対して無償で修理を行うなどの製品保証を提供しております。当該瑕疵保証は、当社製品等が顧客との間で合意された仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社の資産、負債は、決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を行っております。

③ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理は、それぞれの発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により、費用処理（数理計算上の差異は、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理）しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

<会計方針の変更>

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更として、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

この変更による当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響額、並びに1株当たり情報への影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

<追加情報>

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社の株価や業績と社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めるため、社員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付制度（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の社員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、社員に対し個人の貢献度等を勘案して計算されるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。

社員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

2. 信託に残存する自社の株式

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しており、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は次のとおりであります。

帳簿価額 3,841百万円、株式数 1,935,100株

<連結貸借対照表注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 64,979百万円

2. 再評価に係る繰延税金負債

連結子会社アズビル金門株式会社が「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行ったことに伴う繰延税金負債であります。

<連結株主資本等変動計算書注記>

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	145,200	—	—	145,200
合計	145,200	—	—	145,200

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2, 3	5,681	2,254	22	7,912
合計	5,681	2,254	22	7,912

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付制度 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行の信託E口が保有する当社株式 (当連結会計年度期首 1,958千株、当連結会計年度末 1,935千株) が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加2,253千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。
3. 普通株式の自己株式の減少は、信託E口での交付による減少22千株であります。

3. 当連結会計年度末における配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会 (注) 1	普通株式	4,244	30.0	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月2日 取締役会 (注) 2	普通株式	4,176	30.0	2021年9月30日	2021年12月7日

- (注) 1. 配当金の総額には、「株式給付制度 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金額58百万円が含まれております。
2. 配当金の総額には、「株式給付制度 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金額58百万円が含まれております。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	4,176	利益剰余金	30.0	2022年3月31日	2022年6月24日

- (注) 配当金の総額には、「株式給付制度 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金額58百万円が含まれております。

<金融商品関係注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

azbilグループは、資金運用については安全性を第一とし、短期的な預金等を中心とした金融資産に限定し、また、資金調達については資金使途、期間、調達コスト等を勘案し、最適な調達方法を選択し行います。デリバティブは、為替変動リスクに対する為替予約取引及び通貨オプション取引に限定して行い、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、売上債権管理規程に従い、取引ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制としています。外貨建の営業債権については、為替の変動リスクに晒されていますが原則として営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券は主に譲渡性預金及び信託受益権であり、期間が短くまた格付の高いもののみを対象としております。なお、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し管理しております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、また中長期的な当社の企業価値向上に資するかどうか、事業上・財務上のリターン等も含む保有意義に照らして経済合理性の観点から資本コストに見合っているかなどを取締役会において定期的に検証・報告し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、そのほとんどが恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

有利子負債は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的とした金融機関からの借入金为主であり、そのうち一部については変動金利の借入金で金利の変動リスクに晒されていますが、その影響は僅少であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内管理規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されていますが、azbilグループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
(1) 投資有価証券 (* 3)	18,514	18,514	-
(2) 長期借入金	(300)	(299)	0
(3) デリバティブ取引 (* 4)	(141)	(141)	-

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 2) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、有価証券、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(* 3) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,121百万円）は、(1) 投資有価証券には含めておりません。

(* 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	18,514	－	－	18,514
資産計	18,514	－	－	18,514
デリバティブ取引				
通貨関連	－	141	－	141
負債計	－	141	－	141

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	299	－	299
負債計	－	299	－	299

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価のうち、固定金利によるものについては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

<収益認識関係注記>

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	ビルディングオートメーション事業	アドバンスオートメーション事業	ライフオートメーション事業	計		
収益の分解情報						
一時点で移転される財又はサービス	27,105	74,938	30,726	132,770	53	132,823
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	92,277	18,275	13,174	123,728	-	123,728
顧客との契約から生じる収益	119,383	93,214	43,900	256,498	53	256,551

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理業等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（受取手形及び売掛金）、契約資産及び契約負債の残高は、連結貸借対照表に表示のとおりであります。

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される請負工事契約において、期末日時点での進捗度の測定に基づき収益を認識しておりますが未請求の作業に係る対価に対する権利に関連するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,374百万円であります。

当連結会計年度中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動はありません。なお、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、次のとおりであります。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	108,241
1年超	26,055
合計	134,297

<1株当たり情報注記>

1. 1株当たり純資産額 1,459円08銭

2. 1株当たり当期純利益 150円79銭

(注) 「株式給付制度（J-E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行の信託E口が保有する当社株式については、株主資本において自己株式として計上されており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております（1,935千株）。また1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております（1,947千株）。

<重要な後発事象>

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、以下の事項を決議しております。

1. 自己株式の消却

会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 : 1,500,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合1.0%)
- (3) 消却後の発行済株式総数 : 143,700,884株
- (4) 消却予定日 : 2022年5月31日

(ご参考) 2022年3月31日時点での自己株式保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) : 137,288,139株

自己株式数 : 5,977,645株

※上記自己株式数には、株式給付信託 (J-E-S-O-P) の信託口が保有する当社株式を含んでおりません。

なお、2022年3月31日時点における信託口が保有する当社株式は1,935,100株です。

2. 信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入に伴う信託設定

当社は、当社及び国内グループ会社の社員 (以下「社員」といいます。) に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与等を目的とする「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」 (以下「本プラン」といいます。) に係る信託の設定時期、本プランに基づき信託が借り入れる金銭の総額、本プランの設定期間等の詳細について、決議いたしました。

(1) azbilグループ社員持株会専用信託の概要

- ①名称 : azbilグループ社員持株会専用信託 (以下「従持信託」といいます。)
- ②信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ③信託の目的 : 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
- ④委託者 : 当社
- ⑤受託者 : 野村信託銀行株式会社
- ⑥受益者 : 受益者適格要件を満たす者 (受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。)
- ⑦信託管理人 : 当社の社員より選定
- ⑧信託契約日 : 2022年5月13日
- ⑨信託の期間 : 2022年5月13日から2025年5月28日
- ⑩受益者適格要件 : 受益者確定手続開始日 (信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が持株会へ全て売却された日等) において生存し、かつ、持株会に加入している者 (但し、信託契約締結日以降受益者確定手続開始日まで、定年による退職、契約期間満了による退職、役員就任、会社都合による退職によって持株会を退会した者を含みます。) を受益者とします。

(2) 従持信託による当社株式の取得の内容

- ①取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ②株式の取得価額の総額 : 4,806百万円 (従持信託による借入の総額)
- ③株式の取得期間 : 2022年5月18日から2022年6月23日
- ④株式の取得方法 : 取引所市場より当社株式を取得する予定です。

(ご参考)

E-Ship®は野村證券株式会社の登録商標です。

E-Ship® (Employee Shareholding Incentive Planの略称) は、米国で普及している従業員持株制度ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村證券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した新しい従業員向けインセンティブ・プランです。

3. 自己株式の取得

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、業績の状況・見通しを反映して、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

- (2) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (3) 取得し得る株式の総数 : 4,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合2.9%)
- (4) 株式の取得価額の総額 : 10,000百万円 (上限)
- (5) 取得期間 : 2022年5月16日から2022年9月22日
- (6) 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

個別注記表

<重要な会計方針>

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券は、市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品及び仕掛品は、主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

未成工事支出金は、個別法による原価法によっております。

原材料は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の資産は定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物15～50年、機械及び装置4～9年、工具、器具及び備品2～6年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な償却年数は、自社利用のソフトウェア5年及び10年であります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(4) 製品保証引当金は、製品のアフターサービス等の費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額等を過去の実績を基礎として計上しております。

(5) 受注損失引当金は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注残案件のうち売上時に損失の発生が見込まれる案件について、合理的な損失見込額を計上しております。

(6) 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく社員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における要給付見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

履行義務の充足時点について、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転されるか、一時点で顧客に移転されるかを判定し、収益を認識しております。

当社は、建物市場でビルディングオートメーション事業を、工業市場でアドバンスオートメーション事業を、生活に密着した市場においてライフオートメーション事業を展開しており、各事業において、計測制御機器等の製商品の販売、計装・エンジニアリングを含む請負工事の実施、並びにメンテナンス等のサービスの提供を行っております。

製商品の販売については、主として顧客への製商品の引渡し時点において当該製商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、製商品の引渡し時点で収益を認識しております（一時点で移転される財）。

請負工事については、顧客仕様に基づいた機器・システム等を提供しており、エンジニアリングの進捗につれて履行義務が充足されると判断していることから、一定の期間にわたり収益を認識しております（一定の期間にわたり移転される財）。進捗度は主に、履行義務の充足のために発生したコストが、当該履行義務の充足のために予想される総コストに占める割合に基づき見積っており、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

サービスの提供については、保守契約等の契約期間にわたって履行義務が充足される場合は、サービスが提供される期間に対する提供済み期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて一定の期間にわたり収益を認識しております（一定の期間にわたり移転されるサービス）。据付、調整、試運転等のサービスについては、顧客に対する当該サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております（一時点で移転されるサービス）。

各事業から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品等を控除した金額で測定しております。製商品、サービス等の組み合わせを含む複数の要素のある契約については、提供する製商品・サービス等が単品として独立の価値を持つ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、各構成要素の独立販売価格に基づいて取引価格を配分しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当社は、製品の販売等に関して、一定の期間内に判明した瑕疵に対して無償で修理を行うなどの製品保証を提供しております。当該瑕疵保証は、当社製品等が顧客との間で合意された仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引等）

ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの

(3) ヘッジ方針

外貨建取引（金銭債権債務、予定取引等）の為替変動リスクに対して為替予約取引等を個別ヘッジによるヘッジ手段として用いております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時点で相場変動又はキャッシュ・フロー変動の相殺の有効性を評価し、その後ヘッジ期間を通して当初決めた有効性の評価方法を用いて、半期毎に高い有効性が保たれていることを確かめております。

(5) その他ヘッジ取引に係る管理体制

管理目的・管理対象・取引手続等を定めた社内管理規程に基づきデリバティブ取引を執行・管理しており、この管理の一環としてヘッジ有効性の評価を行っております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

建設業の表示については、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）によっております。

<会計方針の変更>

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更として、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。また、当社子会社に対する有償支給取引については、従来は支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

この変更により当事業年度の売上高及び売上原価が5,971百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

<追加情報>

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

<貸借対照表注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	35,572百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分掲記したものを除く）	
短期金銭債権	5,919百万円
短期金銭債務	1,223百万円
3. 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入等に対する債務保証	
アズビルテルスター(有)	3,268百万円
アズビル金門(株)	1,966百万円
アズビル・ベルカ・インドネシア(株)	278百万円
アズビルサウジアラビア(有)	159百万円
アズビル韓国(株)	34百万円
アズビルベトナム(有)	6百万円
その他	24百万円
計	5,738百万円

<損益計算書注記>

関係会社との取引高	
関係会社への売上高	12,715百万円
関係会社からの仕入高	11,368百万円
関係会社との営業取引以外の取引	4,319百万円

<株主資本等変動計算書注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度 増加株式数（千株）	当事業年度 減少株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2, 3	5,681	2,254	22	7,912
合計	5,681	2,254	22	7,912

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付制度（J-E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行の信託E口が保有する当社株式（当事業年度期首 1,958千株、当事業年度末 1,935千株）が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加2,253千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。
3. 普通株式の自己株式の減少は、信託E口での交付による減少22千株であります。

<税効果会計注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		(単位：百万円)
関係会社出資金評価損	4,033	
賞与引当金	2,686	
減価償却費	1,145	
株式給付引当金	703	
棚卸資産評価損	686	
未払費用	428	
未払事業税	402	
関係会社株式評価損	373	
ソフトウェア	268	
製品保証引当金	109	
資産除去債務	72	
会員権評価損	65	
貸倒引当金	57	
受注損失引当金	9	
その他	599	
繰延税金資産小計	11,642	
評価性引当額	△4,759	
繰延税金資産合計	6,883	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3,988	
固定資産圧縮積立金	△964	
繰延税金負債合計	△4,953	
繰延税金資産（負債）の純額	1,929	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.3%
住民税均等割	0.5%
評価性引当額の増減	△0.6%
租税特別措置法の特別控除	△4.0%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.5%

<関連当事者との取引注記>

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	アズビル金門(株)	直接 100.0	役員の兼任	余剰資金の預り (注) 1	3,641	関係会社 預り金	3,700
				支払利息(注) 2	2	-	-
	アズビルテルスター(有)	直接 100.0	役員の兼任	債務保証(注) 3	3,268	-	-
				債務保証に対す る保証料の受入	6	未収入金	2

- (注) 1. 余剰資金の預りについては、反復的に行われている取引のため、取引金額は当事業年度における期中平均残高を記載しております。
2. 資金の預りに係る利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. アズビルテルスター(有)の銀行借入(2,675百万円、期限1年)につき債務保証を行ったもの及び債務の履行につき、金融機関が行っている履行保証に対し再保証を行ったものであります。なお、いずれの保証についても年率0.2%の保証料が発生しております。

<収益認識関係注記>

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

<1株当たり情報注記>

1. 1株当たり純資産額 1,215円15銭
2. 1株当たり当期純利益 136円57銭

(注) 「株式給付制度(J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行の信託E口が保有する当社株式については、株主資本において自己株式として計上されており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております(1,935千株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております(1,947千株)。

<重要な後発事象>

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、以下の事項を決議しております。

1. 自己株式の消却

会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 : 1,500,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合1.0%)
- (3) 消却後の発行済株式総数 : 143,700,884株
- (4) 消却予定日 : 2022年5月31日

(ご参考) 2022年3月31日時点での自己株式保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) : 137,288,139株

自己株式数 : 5,977,645株

※上記自己株式数には、株式給付信託 (J-E-S-O-P) の信託口が保有する当社株式を含んでおりません。

なお、2022年3月31日時点における信託口が保有する当社株式は1,935,100株です。

2. 信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入に伴う信託設定

当社は、当社及び国内グループ会社の社員 (以下「社員」といいます。) に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与等を目的とする「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」 (以下「本プラン」といいます。) に係る信託の設定時期、本プランに基づき信託が借り入れる金銭の総額、本プランの設定期間等の詳細について、決議いたしました。

(1) azbilグループ社員持株会専用信託の概要

- ①名称 : azbilグループ社員持株会専用信託 (以下「従持信託」といいます。)
- ②信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ③信託の目的 : 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
- ④委託者 : 当社
- ⑤受託者 : 野村信託銀行株式会社
- ⑥受益者 : 受益者適格要件を満たす者 (受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
- ⑦信託管理人 : 当社の社員より選定
- ⑧信託契約日 : 2022年5月13日
- ⑨信託の期間 : 2022年5月13日から2025年5月28日
- ⑩受益者適格要件 : 受益者確定手続開始日 (信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が持株会へ全て売却された日等) において生存し、かつ、持株会に加入している者 (但し、信託契約締結日以降受益者確定手続開始日まで、定年による退職、契約期間満了による退職、役員就任、会社都合による退職によって持株会を退会した者を含みます。) を受益者とします。

(2) 従持信託による当社株式の取得の内容

- ①取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ②株式の取得価額の総額 : 4,806百万円 (従持信託による借入の総額)
- ③株式の取得期間 : 2022年5月18日から2022年6月23日
- ④株式の取得方法 : 取引所市場より当社株式を取得する予定です。

(ご参考)

E-Ship®は野村証券株式会社の登録商標です。

E-Ship® (Employee Shareholding Incentive Planの略称) は、米国で普及している従業員持株制度ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村証券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した新しい従業員向けインセンティブ・プランです。

3. 自己株式の取得

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、業績の状況・見通しを反映して、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

- (2) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (3) 取得し得る株式の総数 : 4,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合2.9%)
- (4) 株式の取得価額の総額 : 10,000百万円 (上限)
- (5) 取得期間 : 2022年5月16日から2022年9月22日
- (6) 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付